

# 平成 26 年 美 郷 町 議 会 議 事 録

## 第 2 回 定 例 会 ( 第 1 号 )

招集年月日	平成 26 年 6 月 9 日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開会日時	開 会	平成 26 年 6 月 9 日 午前 9 時 30 分				
		副 議 長 黒 川 民 次 郎				
及び宣告	散 会	平成 26 年 6 月 9 日 午前 10 時 35 分				
		副 議 長 黒 川 民 次 郎				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席 10 名  欠席 1 名  凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	議 長	佐 竹 一 夫	△	5	岩 根 和 博	○
	副 議 長	黒 川 民 次 郎	○	6	山 本 幹 雄	○
	1	原 克 美	○			
	2	福 島 教 次 郎	○	8	安 田 勝 司	○
3	栗 原 進	○	10	簀 根 正 一	○	
4	藤 原 修 治	○	12	西 嶋 二 郎	○	

会議録署名員	6番	山本幹雄	8番	安田勝司
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	景山良材	住民課長	渡邊泰文
	副町長	樋ヶ司	健康福祉課長	窪田英通
	教育長	田邊哲也	産業振興課長	烏田正輝
	総務課長	花田昇吾	建設課長	赤穴清
	企画財政課長	三上博通	大和事務所長	漆谷和彦
	定住推進課長	岡先宏和	教育課長	三上利三
	出納室長	小田運博		
職務により議会に出席した者の職・氏名	局長 野村 豊			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

# 平成26年美郷町議会第2回定例会議事日程

(第 9 号)

平成26年 6月 9日 (月) 午前 9時30分 開会

順序	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会 期 の 決 定
3	請願の委員会付託
4	<p>議案の上程、説明</p> <p>議案第44号 美郷町委員会の委員等並びに非常勤の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第45号 美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第46号 美郷町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第47号 平成26年度美郷町一般会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第48号 平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第49号 平成26年度美郷町下水道事業特別会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第50号 平成26年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第51号 平成26年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第52号 平成26年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第53号 専決処分の承認を求めることについて(美郷町税条例の一部を改正する条例)</p> <p>議案第54号 専決処分の承認を求めることについて(美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)</p>

議案第 55 号	専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度美郷町 一般会計補正予算（第 5 号））
報告第 1 号	平成 25 年度美郷町一般会計繰越明許費について
報告第 2 号	平成 25 年度美郷町下水道事業特別会計繰越明許費について

(開 会 午前 9時 30分)

●黒川副議長

皆さん、おはようございます。

初めにご報告を申し上げます。本日は佐竹議長が欠席でございます。副議長である私、黒川が議長の職を代行させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

開会前ではありますが、町長より諸報告の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

●黒川副議長

番外、町長。

●景山町長

開会前でございますが、ただ今議長のお許しをいただきましたので、諸報告3件についてご報告をいたします。始めに、美郷町新たな雇用を創出する企画提案事業採択について報告をいたします。雇用の場の創出のため、平成24年度から行っております、新たな雇用を創出する企画提案事業につきまして、広島市に本社があります株式会社 多山文具からこの事業についての応募がなされておりました。去る4月28日、5月8日と2回にわたりまして審査会を行い、この事業を採択したところでございます。応募の内容は、美郷ブランドを中心とした販路開拓と商品開発事業でございまして、具体的には美郷町の商品を中心にその周辺地域の産品等を東広島市内の大型商業施設で定期的に販売し、商品の拡販を図るもの、また美郷町の産品等に付加価値を付けて販売を試みる事業でございます。この事業に対し、3名の新規雇用を予定されており、ハローワークに求人をなされ、現在2名の雇用者が決定していると伺っております。次に昨年の災害により被災した林道の、その後の経過についてご報告をいたします。該当の災害復旧現場は、上部を県営の災害関連の緊急治山事業、千原地区 山腹工事として、下部を林道災害復旧事業として復旧事業を展開して行きます。県営事業は昨年より林野庁と協議を行い、本年1月24日に事業費を確定し、2月20日交付決定をいただいたと報告を受けております。また、町の林道災害は3月5日に、現地において林野庁の査定を受けたところであります。ここまでで、地元湯谷地区の方々には大変なご不便をお掛けいたしておりますが、この間、地元説明会などによる住民の方々への情報提供を行うことにより、住民の不安の解消に努めてまいりました。今後も、6月中に予定をしております工事施工に伴う地元説明会を始めとして、事業の進捗などの工事の情報を提供して行くつもりであります。先月の5月28日には、島根県において県営事業部分が発注となり、岡山産業有限会社が1億1880万円で契約が交わされたとの報告も受けております。今後、町の林道災害を発注することにより、着実に林道の復旧に向けて動くこととなりますが、工事を安全に施工していくために、沿線自治会へのご協力も併せてお願いするものであります。最後に、工事発注状況及び平成25年災害復旧工事進捗状況についてであります。お手元に配布しております工事発注状況一覧表及び平成25年災害進捗状況、平成26年5月27日現在をもちまして報告に代え

させていただきます。以上で諸報告を終わります。

●黒川副議長

町長の諸報告が終わりました。

ただ今の出席議員は10名であります。ただ今から平成26年美郷町議会第2回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、6番・山本議員。8番・安田議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9日から13日までの5日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●黒川副議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日から13日までの5日間とすることに決しました。

日程第3、請願の委員会の付託を議題といたします。本日までに受理いたしております請願は、お手元に配布いたしております文書表のとおりでございます。会議規則第92条第1項の規定により、文書表のと通りの所管の委員会へ付託いたしますので、審査・調査をお願いいたします。

日程第4、議案の上程・説明を議題といたします。本定例会に提案を受けております議案は、条例案3件、予算案6件、一般事件案3件、報告事件案2件の計14件であります。議案第44号から議案第55号までの12議案、並びに報告事件案2件の計14件を一括上程いたします。

始めに議案第44号から議案第46号までの条例案について順次提案理由の説明を求めます。

●黒川副議長

はい番外、総務課長。

●花田総務課長

上程になりました議案第44号についてご説明を申し上げます。議案第44号、美郷町委員会の委員等並びに非常勤の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町委員会の委員等並びに非常勤の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年6月9日提出。美郷町長 景山 良材。提案理由をご説明を申し上げます。美郷町委員会の委員等並びに非常勤の職員に対する費用弁償の額につきましては、美郷町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第3項及び別表第2の規定を準用することとなって

おります。先の平成26年第1回定例会では、この美郷町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例が改正されました。この改正において日当の支給範囲を県内は松江市以東、浜田市以西、県外は隣接する三次市、庄原市等の一部地域を除くものと規定されておりますが、委員会の委員並びに非常勤の職員に対しての日当は従前の区分通り支給範囲を設けない取り扱いで算出支給の運用に当たり、その趣旨を明確化するため、改正を行うものでございます。原則としまして、この条例は公布の日から施行すると。以上が議案第44号でございます。よろしく願いをいたします。

●黒川副議長

番外、住民課長。

●渡邊住民課長

上程いただきました議案第45号についてご説明申し上げます。議案第45号、美郷町税条例等の一部を改正する条例の制定について。美郷町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年6月9日提出。美郷町長 景山 良材。次のページをお願いいたします。この度の改正は、地方税法及び地方税法施行令の一部改正が平成26年3月31日交付、4月1日施行されたことに伴い、関連する美郷町税条例の一部改正について専決処分を必要とした改正を除くもの。具体的には、本年4月1日施行を必要とした部分を除く改正について上程するものでございます。改正条例の構成といたしまして、第1条に今回の改正を、次のページ中段には第2条として、昨年9月30日公布した税条例の改正において、この度の改正において影響のある部分の改正を謳っております。まず第1条についてでございます。第23条第2項は、外国法人に対する町民税の納税義務者についての定義を謳っておりますが、その定義について法人税法の改正により、外国法人の国内にある支店や工場などが恒久的施設として定義されることに伴い、所要の改正をするものでございます。第33条第6項につきましては、地方税法の改正により引用する条文の号のずれについて整備するものでございます。第34条の4では、法人町民税の法人税割の率を定めておりますが、地方法人税の創設に対応して法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴い、現在14.7%を12.1%に改めるものでございます。第48条第2項及び第5項の改正。第52条第1項の改正につきましては、法人町民税の申告納付を定め、及び納付期限延長の場合の延滞金の定めについて、町内に支店、或いは工場等を有する外国法人について、法人税法において外国税額控除等の規定が整備されることに伴い、地方税法の改正に合わせ所要な改正を行うものでございます。第57条及び第59条につきましては、固定資産税の非課税の適用を受けようとするべき申告等についての定めで、地方税法におきまして、認定こども園及び小規模保育事業用の固定資産が加わったことに伴い、条文のずれを改めるものでございます。下から5行目の第82条は軽自動車税についての改正でございます。ここでは原動機自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び小型二輪車についての、1台当たりの年税額を定めておりますが、第1号の原動機自転車につきましては、約現行税率の1.5倍、最低2000円とするも

のでございます。具体的には総排気量50cc以下のものについては1000円を2000円、2輪のもので総排気量50ccを超え90cc以下のものについては1200円を2000円に、同じく2輪のもので総排気量が90ccを超えるものについて1600円を2400円に、3輪以上のもの総排気量が20ccを超えるものについて2500円を3700円に改めるものでございます。第2号の軽自動車及び小型特殊自動車の改正につきましてですが、次のページをお願いいたします。軽自動車のうち、自家用乗用車にあつては約1.5倍、その他の車両については約1.25倍とするものでございます。2輪のもので総排気量が125ccを超え250cc以下のものについて2400円を3600円に、3輪のものについて3100円を3900円に、4輪以上のもので乗用車両のうち営業用のものについて5500円を6900円に、自家用のものについて7200円を1万800円に、貨物用車両のうち営業用のものについて3000円を3800円に、自家用のものについて4000円を5000円に、同条第3号の総排気量が250ccを超える2輪の小型自動車につきましては4000円を6000円に改めるものでございます。次に附則第4条の2につきましては、公益法人等にかかる町民税の課税の特例について、租税特別措置法の改正に伴い所要の改正を行うものです。附則第7条の4につきましては、該当する条文のずれにより整理するものでございます。附則第16条の改正につきましては、軽自動車税の税率の特例について新設するもので、3輪以上の軽自動車について車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の年度分以後の軽自動車税について、概ね20パーセントの重課税率を適用した額とするものです。これは軽自動車においても、普通車同様グリーン化税制を進める観点から導入されたものです。このページ下から次のページまでの表が重課税率適用後の税率となります。附則第19条第1項、第19条の2第2項につきましては株式等の譲渡所得について、町民税の課税特例の規定について引用条項を明確化した整備を行うものでございます。附則第22条から第23条までにつきましては、東日本大震災による雑損控除等の特例規定について、必ず条例によって定めなければならない事項を除き、条例には規定しないこととして示された準則に沿って削除するものでございます。それに伴いまして附則第24条及び25条をそれぞれ繰り上げるものでございます。中段第2条には平成25年、昨年9月公布の一部改正条例において、地方税法を引用しておりますが、この度の地方税法の改正に伴い、附則条文にずれが生じたため改正及び引用する法律の名称について明確化するなど、条文の整理について改正を行うものでございます。下から4行目、附則といたしまして、この条例は平成26年10月1日から施行する。ただし次の各号の規定は、その各号に定める日から施行するとしております。次のページをお願いします。主なもので次のページ、第2号におきまして条例第82条の軽自動車の税額の改正規定並びに軽自動車税の改正の経過措置を定めた附則第4条及び平成27年3月31日までに新規登録された3輪以上の軽自動車税についての規定につきましては、平成27年4月1日から。第3号においては外国法人の定義、或いは軽自動車税の住家を定めた附則第16条の改正規定などにつきましては、平成28年4月



1日から施行することとしております。第2条におきましては、町民税の経過措置を謳っております。第5項におきまして、法人町民税の法人税割の改正につきましては、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から適用することとし、それ以前の事業開始年度分については従前通りとしております。次のページをお願いします。第3条では軽自動車税の改正につきましては、平成27年度分からとして、平成26年度分までのものについての経過措置を謳っております。第4条第1項では3輪以上の軽自動車に対する軽自動車税の重課税率の適用については、平成28年度分以降適用することとし、第2項においては平成15年10月14日以前の新規登録車両については、受けた日を受けた月の属する12月31日と読み替える経過措置でございます。これは平成15年10月14日以前に新規登録された軽自動車については、車検証が登録の年のみを記載していることから、その年の12月から起算し14年を経過する月の属する年度分から適用することを定めたものでございます。第5条におきましては、平成27年3月31日以前に新規登録される3輪以上の軽自動車に対する軽自動車税について、右欄の額、つまり改正前の額とする読み替え規定を掲げております。よって3輪以上の軽自動車の軽自動車税につきましては、平成27年度新規登録分について翌年の平成28年度分課税から改正となります。平成26年度以前に登録した軽自動車税については、重課税率を適用を受けるものを除き、従前通りとなっているところでございます。以上が案第45号でございます。ご審議の程お願いいたします。

●黒川副議長

はい番外、教育課長。

●三上教育課長

上程いただきました議案第46号についてご説明申し上げます。美郷町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年6月9日提出。美郷町長 景山良材。次のページをご覧ください。提案理由を申し上げます。これは上位法であります国の社会教育法の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。美郷町社会教育委員設置条例の第2条中、法第15条第2項に定める者を学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者に改めるものでございます。この一部改正によりまして、条例の表現は変わりますが、内容に変更はございません。附則としまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。以上が議案第46号の説明でございます。説明を終わります。ご審理の程よろしく申し上げます。

●黒川副議長

続いて議案第47号から議案第52号までの予算案について、順次提案理由の説明を求めます。

●黒川副議長

番外、企画財政課長。

●三上企画財政課長

上程になりました議案第47号についてご説明を申し上げます。議案第47号、平成26年度美郷町一般会計補正予算第1号。平成26年度美郷町の一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1617万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億5617万9000円とする。平成26年6月9日提出。美郷町長 景山 良材。6ページをお願いいたします。2、歳入でございます。款13、国庫支出金、目1、民生費国庫補助金でございます。節1、社会福祉費補助金、説明欄のところでございますが、臨時福祉給付金の事業費及び事務費の補助金で、補助内示がございましたので差額分を計上しております。また子育て世帯臨時給付金事務費補助金は、給付管理システムのための補助金でございます。それから、節3、児童福祉補助金の説明欄のところでございますが、少子化対策強化交付金事業補助金でございます。これは定住子育て支援等の実態調査のための補助金でございます。その下、款14、県支出金、目1、民生費県負担金でございます。補正額150万でございますが、これは生活保護費の負担金でございますが、内示がございましたのでその同額補正でございます。それからその下、款18、目1、とも繰越金でございます。補正額526万1000円でございますが、これはこの度の補正に要する一般財源といたしまして、平成26年度繰越し充当するものでございます。次の7ページをお願いいたします。3、歳出でございます。最初に款1、議会費から款10、教育委員会費までの節2、給料から節4、まで共済費でございますが、これまでの人件費につきましては、一括説明をさせていただきます。補正につきましては、4月1日の人事異動に伴うもの。それから共済費の負担金の変更に よりますもので、人件費の一般会計総額は203万8000円の減額となります。また他会計繰出金5会計でございます。これの合計が548万円でございますが、これにつきましても4月1日の人事異動に伴うものと、共済費負担率の変更による人件費に伴う繰出金でございます。款2、目6、説明欄001、これ同じく企画費でございます。今年度より定住ポイント制度を実施をしておりますが、定住ポイント交換分の商品券の予算組み替えを行うものでございまして、定点ポイントは商品券と交換し、その内の2割部分はプリペイドカード。それから8割については地域商品券と交換をすることとしております。報償費につきましては、このプリペイドカード購入経費を。それから印刷製本費につきましては、商品券の印刷経費を計上しております。次のページをお願いいたします。その他委託料でございます。これは商店と地域商品券の取り扱いについて、それぞれ委託契約を結んでおりますが、喚起につきましては委託料を通して支出をすることとなりますので、これの予算組み替えでございます。それからその下、006、新エネルギー推進費でございます。これはペレット製造機の取得経費で購入価格が乾燥機等とも含めまして110万円となりましたので、今回補正、追加補正をお願いするものでございます。次のページをお願いいたします。款3、目1、社会福祉総務費でございます。説明欄の001の一番下、他会計繰出金でございますが、これは国民健康保険

特別会計への繰出しでございますが、4月1日の人事異動に伴うものでございます。次のページをお願いいたします。006、臨時福祉給付金でございますが、これは補助金の内示に伴う給付費の減額、それからその他使用料は給付金交付システムのための使用料でございます。それからその下、007、子育て世帯臨時給付金でございますが、これは給付管理システムのための借り上げ料でございます。それからその下、008、少子化対策強化交付金でございます。この内のその他委託料でございます。これは全額国の補助を受けて実施するものでございまして、若者世代に定住子育て支援ニーズの実態調査、それから全国自治体対応対象とした定住子育て政策の実態調査・分析を行いまして、今後の美郷町の定住子育て支援を更に充実をさせて行くことで、結婚、出生率の向上、それから町外への流出の抑制を図ることとしております。13ページをお願いいたします。下の欄でございますが、款6、項3、農業振興費でございます。説明欄の015、誇りのもてる産業おこし支援事業でございます。これは当初1件計上しておりますが、この度追加分で今後事業申請が予定をされておりますので1件分、150万補正をするものでございます。続きまして次のページ、14ページをお願いいたします。005、地籍調査事業費でございます。これにつきましては予算の組み替えを行っております。続きまして次のページをお願いいたします。15ページでございます。款7、目3、観光費でございます。観光協会が役場内に移転をしたことから、観光協会の職員を役場の嘱託職員として採用するため、補助金から嘱託職員へ予算を組み替えるものでございます。続きまして款8、目2、道路維持費でございます。説明欄の機械器具費58万円でございます。これは災害支援システムの購入でございます。災害現場にタブレットを持参をいたし、写真等を送信することによりまして、GPS機能等で災害状況が瞬時に把握でき、正確なまた、災害、起債管理が可能となることから、このたび導入をするものでございます。以上で議案第47号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

●黒川副議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

それでは上程になりました議案第48号について説明をいたします。議案第48号、平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号。平成26年度美郷町の簡易水道事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6921万8000円とする。歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成26年6月9日提出。美郷町長 景山 良材。それでは説明をいたします。それでは、まず5ページをお開きください。5ページの2、歳入。款5、繰入金、項1、他会計繰入金、目1、一般会計の繰入金ということでございます。これは先程一般会計の方でもありましたように、人件費に対する補正分ということになります。運転経費に入ります。

ここにありますように4万4000円の補正ということであります。それでは次に6ページをお開きいただきまして、3、歳出。款1、上下水道費、項1、簡易水道事業費、目1であります。簡易水道事業費の中の補正額4万4000円。説明欄にありますように、一般職員の給与と共済等の負担金の改定に伴います補正ということで4万4000円ございます。以上でございます。ご審議の程よろしく願いをいたします。続きまして議案第49号に入りたいと思います。議案第49号、平成26年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号。平成26年度美郷町の下水道事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6447万7000円とする。平成26年6月9日提出。美郷町長 景山 良材。それでは説明の方に入ります。ええこれも簡易水道事業と同じように、まず5ページをお開きくださいませ。5ページの2、歳入、款4、の繰入金です。項1、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金ということで、補正額7000円であります。これも先程同じく人件費、運転費の中の人件費ということであります。7000円の補正です。次のページをお開きください。6ページにございます。款1、下水道費の中の項1、公共下水道事業費、目1、公共下水道並びにその下の欄の項2、農業集落排水事業、目1、農業集落排水施設事業。公共下水の方で、それぞれ共済組合の説明にありますように、負担金ということでございまして、公共下水の方で4000円の減、農業集落排水の方で1万1000円の増ということで合計7000円の下水道事業の補正ということでございます。以上が下水道事業の説明でございます。ご審議の程よろしく願いをいたします。

●黒川副議長

番外、住民課長。

●渡邊住民課長

上程になりました議案第50号についてご説明申し上げます。議案第50号、平成26年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号。平成26年度美郷町の国民健康保険特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ500万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億528万9000円とする。平成26年6月9日提出。美郷町長 景山 良材。補正の理由でございますけども、他会計と同じ同様に本年4月の人事異動に伴いますもの。それから共済負担率の変更に伴う補正でございます。5ページの方をお願いいたします。2、歳入。款13、繰入金、項2、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金、補正額500万9000円の増額でございます。職員給与費等の増額のために、一般会計から繰入金を増額するものでございます。次のページ、6ページをお願いいたします。3、歳出。款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、補正額500万9000円の増額でございます。冒頭申し上げました通り給与、手当、共済費等の増額をするものでございます。以上議案第50号の説明を終わります。ご審議の程よろしく願いいたします。

す。続きまして議案第51号についてご説明いたします。議案第51号、平成26年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第1号。平成26年度美郷町の美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ41万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8249万3000円とする。平成26年6月9日提出。美郷町長 景山 良材。やはり同じ、補正の内容につきましては、同様に共済費の改定及び職員の昇格に伴います給与費の増額分を補正しております。5ページをお願いいたします。2、歳入。款2、繰入金、項1、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金、補正額41万1000円の増額でございます。給与費、共済費等の増に伴う繰入金を増額するものでございます。次の6ページをお願いいたします。3、歳出。款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、補正額41万1000円の増額でございます。職員給与、それから共済費の負担率の改定に伴い増額をするものでございます。以上議案51号の説明を終わります。ご審議の程お願いいたします。続きまして議案第52号についてご説明をさせていただきます。議案第52号、平成26年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号。平成26年度美郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8839万7000円とする。平成26年6月9日提出。美郷町長景山 良材。同様に職員共済費の負担率の改定に伴う補正でございます。5ページをお願いいたします。2、歳入。款3、繰入金、項1、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金、2万円の増額でございます。歳出との調整によりまして、繰入金を増額いただくものでございます。次のページ、6ページをお願いいたします。3、歳出。款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、2万円の増額でございます。共済組合の改正と普通旅費の旅費規定の改定に伴いまして普通旅費を計上したものでございます。以上議案第52号の説明を終わります。ご審議の程お願いいたします。

●黒川副議長

続いて議案第53号から議案第55号までの一般事件案について、順次提案理由の説明を求めます。

●黒川副議長

番外、住民課長。

●渡邊住民課長

上程いただきました議案第53号についてご説明いたします。議案第53号、専決処分  
の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり  
専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。記。処分事項、  
美郷町税条例の一部を改正する条例。処分年月日、平成26年3月31日。平成26年6  
月9日提出。美郷町長 景山 良材。次のページをお願いいたします。専決処分の理由で  
ございますけども、地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する法律が平成26年3月

31日公布、4月1日施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、関連する美郷町税条例の一部改正について専決処分を行ったものでございます。改正の内容でございますけれども、附則第6条及び第6条の2につきましては、居住用財産及び特定居住用財産の買い替え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、第6条の資産につきましては、阪神淡路大震災に係る雑損控除の特例について謳われておりますが、これら町民税の課税標準の計算の細目を定めるものでありまして、条例から削除するとの方針により、条例準則に沿って削除するものであります。附則第8条第1項では、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、改正前までは平成27年度までとされていたところ、3年間延長し平成30年度までに改めるものでございます。附則第10条の2、見出し部分及び条文中の項と号の改正につきましては、地方税法の改正に伴う条文のずれを整理すると共に、固定資産税の課税標準につきまして期限を定めて、軽減の特例措置の割合を定めるものでございまして、附則法附則第15条第2項第1号に公害防止施設のうち、汚水廃液処理施設については3分の1、第2号第3号に大気汚染防止のための指定物質排出抑制施設及び土壌汚染対策特定有害物質排出抑制施設について2分の1と、割合とする定めを加えるものでございます。ページ下から4行目からは、同じく附則第10条の2に、2つの号を加えるものでありまして、第7号に水防法に定める地下街等の浸水防止の設備につきましては3分の2、第8号にはノンフロンの業務用冷凍及び冷房機器について4分の3の割合とすることについて、追加するものでございます。次のページをお願いいたします。附則第10条の3第9項としまして、固定資産税の減額規定の適用を受けようとするべき者が、すべき申告について、病院、旅館等不特定多数が利用する大規模な建築物等の耐震改修を行った場合の申告についての定めを加えるものでございます。ページ下部の附則第17条の2第1項及び第2項におきまして、一定の規模を要件を満たす優良住宅等のため、土地を譲渡した場合の町民税の課税の特例の期限について3年間延長し、平成25年度課税分までとするものでございます。附則第21条第1項及び第2項では法の規定により固定資産税の非課税の特例の適用を受けていた一般社団法人及び財団法人について、特例期間の終了に伴い所要の改正を行うものでございます。次のページ、附則第21条の2につきましては、地方税法の改正に伴う条文のずれを整備するものでございます。この度の専決処分による改正におきましては、美郷町におきましては肉用牛の売却により、事業所得の課税特例の他は現在のところは適用となるものはございません。附則といたしまして、第1条に施行期日を、平成26年4月1日からと定めております。第2条では、個人の住民税、町民税について。第3条では固定資産税の適用の経過措置について定めております。第3条第2項から第7項までは、固定資産税の減額規定の適用について。平成26年4月1日以降の取得される施設・設備・機器及び耐震改修が行われる家屋に課すべき、平成27年度分以後の固定資産税について適用することとしております。以上が議案第53号でございます。ご審議の程お願いいたします。続きまして議案第54号につきまして説明を申し上げます。議案第54号、専決処分の承認を求めるこ

とについて。地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。記。処分事項、美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。処分年月日、平成26年3月31日。平成26年6月9日提出。美郷町長 景山 良材。この度の改正は議案第53号と同じく、地方税法等の一部改正が平成26年3月31日公布、4月1日に施行されたことに伴い、美郷町国民健康保険税条例につきまして、直ちに条例改正を必要としたため、専決処分を行ったものでございます。次のページをお願いいたします。改正の内容でございますけども、第2条第3項に定めております、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の限度額を現在14万円から16万円に改めると共に、同じく第4項の介護給付金課税額の限度額を12万円から14万円に改めるものでございます。第18条第1項では、地方税法施行規則の改正により条のずれを改めるものでございます。第23条は国民健康保険税の減額についての定めでございますが、第1項中の減額後の限度額について第2条第3項の改定に合わせて14万円を16万円に、12万円を14万円に改めるものでございます。第2項では、5割軽減等の対象となる所得の算定において被保険者の数に世帯主を含めることとし、また第3項では、2割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に掛ける金額を現在35万円から45万円に改める。いわゆる低所得者対策を講じられたものでございます。附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行することとしております。第2条に改正後の規定は、平成26年分以後の国民健康保険税から適用し、平成25年度分までは従前の例によることとしております。以上が議案第54号でございます。ご審議の程お願いいたします。

●黒川副議長

番外、企画財政課長。

●三上企画財政課長

上程になりました議案第55号についてご説明を申し上げます。議案第55号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。記。平成25年度美郷町一般会計補正予算第5号。処分年月日、平成26年3月31日。平成26年6月9日提出。美郷町長 景山 良材。専決第4号、平成25年度美郷町一般会計補正予算第5号。平成25年度美郷町の一般会計補正予算第5号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8220万8000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億9164万4000円とする。繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費補正による。地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。平成26年3月31日専決。美郷町長 景山 良材。専決処分の内容でございますが、歳入でございます。年度末に至りまして地方譲与税、各種交付金、それから特別交付税が確定したことによる増額補正。また財源としておりました普通交付税の算入がない起債、これを減額するととも

に、歳出面におきましては歳入の確定に伴います基金積立金の計上を行いましたのでご報告を申し上げます。4ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費の補正でございます。上から4列目でございます。事業名、林道一本木線開設工事でございます。これは、11月の集中豪雨により切土法面が崩壊をし、その法面保護部分を繰り越す予定としておりましたが、法面の土砂撤去の際、新たなクラックが発生し、再度調査設計に不測の日数を要したため、変更して繰り越すものでございます。よろしくをお願いいたします。続きまして次のページをお願いいたします。第3表、地方債の補正でございます。上から7段目、林道整備事業債でございます。これを900万円減額して、限度額を1900万円に、それから一段飛びまして、道路整備事業債でございます。3600万円減額いたしまして、限度額を5950万円とするものでございます。いずれも財源として、公共事業等債を予定しておりましたが、公共事業等債は交付税算入と裏打ちのない財源の起債でございます。特別交付税が予算を上回る決定がされたことから、後年度の負担とならないよう考慮いたしまして、起債借り入れを取りやめ、一般財源で対応したところでございます。起債の方法、利率等は変更はございません。続いて8ページをお願いいたします。2、歳入でございます。款2、地方譲与税から次のページでございます、款7、自動車取得税交付金までにつきましては、交付額の確定による補正でございます。合計で292万8000円の減額となりました。それから一番下でございます。款9、地方交付税でございます。1億3180万円の増額でございます。これによりまして平成25年度の特別交付税は4億7017万8000円。対前年比で申しますと2.7%の減額となりました。続いて次のページをお願いいたします。款20、町債でございます。先程の地方債の補正にてご説明を申し上げましたので、割愛をさせていただきます。11ページをお願いいたします。3、歳出でございます。款2、目5、財産管理費でございます。特別交付税、それから各種交付金等財源といたしまして、減債基金として8500万円積み立てるものでございます。続きましてその下でございます。款6、項2、林業費でございます。それから、その下もうひとつ款8、土木費の項2、道路橋梁費、いずれも先程歳入のところでご説明を申し上げましたように、一般公共等債の借り入れを取りやめたため、一般財源としたことによる財源更生でございます。それから一番下でございます。款14、予備費でございます。今後の支出見込み等を勘案いたしまして、279万2000円減額をいたしました。以上で議案第55号の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

●黒川副議長

続いて報告事件案2件について順次説明を求めます。

●黒川副議長

番外、企画財政課長。

●三上企画財政課長

上程をいただきました報告第1号についてご報告を申し上げます。報告第1号、平成25年度美郷町一般会計繰越明許費について。地方自治法第213条の規定により繰り越し



たので、同法施行令第146条第2項により下記のとおり報告する。平成26年6月9日提出。美郷町長 景山 良材。平成25年度美郷町一般会計繰越明許費計算書でございます。平成25年度美郷町一般会計繰越明許費計算書につきましては、去る3月の第1回定例議会におきまして繰越明許費として議決をいただいたところでございますが、施行令の規定によりまして地方公共団体の長は、繰越明許費にかかわる歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは翌年度の5月31日までに、繰越計算書を調整し、次の議会に報告しなければならない旨の規定となっており、このたび報告を申し上げるものでございます。それでは、上から説明を申し上げます。事業名でございます。障害者自立支援給付支払等システム事業でございます。これは国の制度改正へのシステム仕様の提示が3月になされたため、発注が遅れ89万2500円繰り越したもので、8月末の完成を予定しております。それから基盤整備促進事業でございます。これは国の経済対策によりまして、平成25年度国の補正予算で決定をされたものでございまして、400万円全額を繰り越したもので、12月末の完成予定でございます。それから林地崩壊防止事業でございます。県の交付決定が遅れたことと、交通規制の協議に不測の日数を要したため170万円繰越をしておりましたが、5月末に完成をいたしました。それから林道一本木線改良事業でございますが、これは先程も申しましたように11月の集中豪雨により、切土法面が崩壊し法面の土砂撤去の際、新たなクラックが発生し、再度調査設計に不測の日数を要したため1802万9400円繰り越すもので、7月末の完成予定でございます。それから8、土木費でございます。交通安全対策事業でございます。これは8月の豪雨災害により、路肩危険箇所が発生し、箇所の変更余儀なくされ、設計に不測の日数を要したため、全額の900万円繰り越しを行い、8月末の完成予定でございます。それから町道八神千原線につきましても災害により工事内容を変更、設計に不測の日数を要したため、1424万6000円それぞれ繰り越し、6月末の完成予定でございます。町道都賀行宮内線改良工事でございます。路線の計画案策定におきまして、地元との協議に不測の日数を要し、計画案等における地権者との交渉が難航したため、3500万円全額繰り越しするものでございます。次に町道赤来光埴線改良事業でございますが、掘削工に伴う交通規制につきまして、地元により通行止めを行わない工法への要望があり、その検討に不測の日数を要したため、2991万3840円繰り越すもの。それから、その下でございます。町道久保線改良事業でございますが、地権者との用地交渉に不測の日数を要したため、2000万円全額を繰り越すものでございまして、3路線とも12月末の完成予定でございます。それから町道飯谷線改良事業でございます。工事の施工に伴う作業用地の調整に不測の日数を要したため、1349万円繰り越し、7月末の完成予定でございます。それから町道都賀西都賀行線改良工事でございます。法面工事着手後、浮き石処理の工法検討に時間を要したため、1286万円繰り越し、6月末の完成予定でございます。それから公営住宅でございます。公営住宅等ストック総合改善事業でございますが、これは都賀行ピロティ住宅の外装改良でございます。これは国の経済対策によりまして平成25年度国の補正予算の最終事業

が決定となり、その全額660万円を繰り越したものでございまして、9月末の完成予定でございます。それから災害の関係でございます。現年農業災害復旧事業、現年農業施設災害復旧事業、いずれも工事施工に伴う交通規制の協議に不測の日数を要し、繰り越したものでございます。農業災害では1850万円繰り越し、8月末の完成予定でございます。農業施設につきましては、3336万2150円繰り越し、12月末の完成予定でございます。それから林業施設災害復旧でございますが、これはコンクリート製品の資材不足等により資材確保に不測の日数を要し、着工が遅れたため、5871万4100円繰り越しを行いました、7月末の完成予定でございます。また現年土木施設災害復旧事業でございますが、これは用地の調整等に不測の日数を要したことと、資材不足により2億3760万5900円繰り越しを行いました、完成は来年の3月末の予定でございます。繰越明許費の繰り越し額の合計につきましては、16事業5億1391万3890円でございます、この繰越に伴います財源につきましては、この計算書の財源内訳に掲載している通りでございます。以上で報告第1号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

●黒川副議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

それでは報告第2号につきましてご説明いたします。報告第2号、平成25年度美郷町下水道事業特別会計繰越明許費について。地方自治法第213条の規定により繰り越したもので、同施行令第146条第2項により下記のとおり報告する。平成26年6月9日提出。美郷町長 景山 良材。平成25年度美郷町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、次の表の通りでございますが、一般会計と同じく計算書を提出するということでございますので、この下水道事業費につきましては、事業名が循環型社会形成推進交付金事業と言いまして、いわゆる小型合併浄化槽でございます。この小型合併浄化槽の25年度分の内、5基相当分が繰越額ということで491万8000円、26年度へ繰り越すということでございます。財源につきましては、右に書いてあります地方債4400万、一般財源51万8000円を充てるということでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

●黒川副議長

以上で全議案の説明が終わりました。

質疑は13日に日程を取りますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の会議は12日の木曜日、定刻より開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

(散 会 午前 10時 35分)